

## Lu Vit コードサービス利用規約（2026年1月6日版）

本規約は、株式会社パローホールディングス（以下「当社」という。）が運営するスマートフォンアプリであるパローグループ・ルビットアプリ（以下「本アプリ」という。）を利用する方（以下「本アプリ利用者」という。）向けに提供する Lu Vit コードサービスについて、サービス内容、利用方法、その他当社と本サービス利用者との間の契約（以下「本契約」という。）に関する事項を定めるものです。なお、本規約は、当社所定の「ルビットカード会員規約（ルビットカード用、トクモリ ルビットカード用）、ルビットギフト利用規約」（以下「会員規約」という。）、「ルビットポイントサービス規約（ルビットカード用、ルビットギフト用、トクモリ ルビットカード用）」、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項（ルビットカード用、ルビットギフト用、トクモリ ルビットカード用）」および「パローグループ・ルビットアプリ利用規約（以下「アプリ利用規約」という。これらの規約をあわせて「ルビット会員規約等」という。）に優先するものとし、本規約に定めのない事項については、ルビット会員規約等の定めに従うものとします。

### 第1章 コードサービス総則

#### 第1条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規約に定めのない用語は、ルビット会員規約等と同様の意味を有するものとします。

(1) ルビットコードサービス（以下「コードサービス」という。）とは、本サービス利用者が、店舗に設置された専用端末に当社所定の携帯電話その他の携帯型端末（以下「指定端末」という。）に表示されたコード類（二次元コード、バーコード等をいう。以下同じ。）を読み取らせて提供されるサービスで下記の Lu Vit 会員証サービスと Lu Vit Pay サービスを総称します。

Lu Vit 会員証サービス	当社所定のコード類を使ったルビットポイントサービス等にかかるサービス
Lu Vit Pay サービス	Smart Code を使った Lu Vit 電子マネーの減算にかかるサービス 当社所定のコード類を使った Lu Vit 電子マネーの加算にかかるサービス

- (2) 本件端末とは、本サービス利用者がコードサービスの提供を受けるために使用する、正当に所持する指定端末で、最新の本アプリがインストールされたものをいいます。
- (3) 本コードとは、本サービス利用者が本件端末を使用してコードサービスにかかる取引等を行う場合に必要となる情報を記録したコード類をいいます。
- (4) Smart Code とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が JCB の提携する事業者と共に運営する、顧客の端末にコード類を表示させ、店舗に設置された専用端末を用いて当該コード類を読み取ることで、会員が店舗との間で行った商品購入等の対価の支払いを行う

決済サービスをいいます。

- (5) Smart Code 加盟店とは、Smart Code を決済サービスとして利用できる加盟店をいいます。
- (6) 加盟店管理会社とは、Smart Code への加盟を希望する者に対して Smart Code 加盟店となることを承認し、その者との間で Smart Code への加盟にかかる契約を締結して、その者に対して Smart Code を取り扱わせることのできる地位を有する者をいいます。
- (7) Smart Code 払いとは、Smart Code を用いての Lu Vit 電子マネー減算による、Smart Code 加盟店における決済方法をいいます。
- (8) バリュー残高とは、ルビットカード会員である本サービス利用者が利用可能な Lu Vit 電子マネーの残高およびルビットポイントの残高を総称します。

## 第2条（本サービス利用）

- 1. 当社は、本サービス利用者が、本規約、ルビット会員規約等その他これらに付随する規約・特約を承認のうえ、自己が Lu Vit Pay サービスの提供を受けるために用いようとする本件端末を介し、当社所定の方法で Lu Vit Pay サービスの利用を申し込んだ場合、Lu Vit Pay サービスの利用を承諾する場合があります。当社が Lu Vit Pay サービスの利用を承諾した方を Lu Vit Pay サービス利用者（以下「Lu Vit Pay 利用者」という。）といいます。
- 2. 本サービス利用者は、Lu Vit Pay サービス利用の申し込みにあたっては、あらかじめ、当社所定の方法にて下記の全ての情報届出完了が必要となります。
  - (1) 会員規約に定める会員情報届出の完了。
  - (2) Lu Vit Pay サービス等にかかる連絡等の E メールを受信可能な E メールアドレス（以下「登録メールアドレス」という。）の登録完了。
  - (3) Lu Vit Pay サービス利用のためのパスワード（以下「支払用パスワード」という。）の登録完了。

## 第3条（本サービス利用者の義務）

- 1. 本サービス利用者は、コードサービスを利用するにあたり、本規約のほか、ルビット会員規約等の定めを遵守しなければなりません。
- 2. コードサービスは、本サービス利用者本人以外は利用できないものです。本サービス利用者は、他人に対し、自己のバリュー残高にかかる権利を貸与、預託、譲渡または担保提供すること、および、他人に対し、コードサービスの全部または一部について利用させることを一切してはなりません。
- 3. 本サービス利用者は、生計費の決済等を行う目的でのみコードサービスを利用することができます。

## 第4条（本件端末の管理等）

- 1. 本サービス利用者は、自己の判断で本件端末によりコードサービスの提供を受けることとした

こと、本件端末の占有を失った場合には第三者がコードサービスを悪用するおそれがあること、第9条第1項に定める本アプリのログインおよび同条第2項に定める本件認証が行われた後はSmart Code払いを繰り返し行うことも可能であること等を考慮し、本件端末を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 本サービス利用者は、本契約の有効期間中、本件端末を第三者（指定端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。）に譲渡、貸与または預託してはならず、また本件端末を廃棄してはなりません。本サービス利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約または当社所定の方法で端末変更の手続を行い、本アプリを本件端末から削除するものとします。
3. 本サービス利用者は、本件端末の紛失、盗難に備え、常時、本件端末を第三者が使用できないようにするための措置（画面ロック、および本件端末自体のロックを含むが、これらに限られない。）を行うものとします。また、本サービス利用者は、本件端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、本件端末および本アプリを第三者が使用できないようにするための措置（第9条第5項に定める認証情報を変更または無効化する措置、および遠隔操作により本件端末自体のロックや本アプリの削除を行う措置を含むが、これらに限られない。以下「緊急遠隔措置」という。）を行うものとします。
4. 本サービス利用者は、当社から本アプリのバージョンアップを行う旨の通知を受け、または当該バージョンアップが行われたことを知った場合は、速やかに当社が提供するアップデートプログラムを本件端末にインストールするものとします。
5. 本サービス利用者は、当社がコード利用者に対して本サービスの利用環境を指定した場合には、本件端末につき当該利用環境に対応させるものとします。

## 第5条（取引履歴の閲覧）

1. 本サービス利用者は、本アプリ上のサービス利用画面で当社所定の操作をすることにより、Smart Code払いの履歴を含むLu Vit電子マネーサービスの履歴およびLu Vit電子マネー残高を確認することができます。
2. 本サービス利用者は、本アプリ上のサービス利用画面で当社所定の操作をすることにより、ルビットポイントサービスの履歴およびルビットポイント残高を確認することができます。
3. 本アプリ上の本サービス利用画面上表示されるLu Vit電子マネーおよびルビットポイントの履歴の対象期間、件数等は、当社所定の制限があります。

## 第6条（届出事項の変更）

1. 本サービス利用者が当社に届け出た事項について変更があった場合には、会員規約の定めに基づき当社に届け出なければなりません。
2. 当社は、前項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、前

項の変更の届出を行わなかったことについて、本サービス利用者にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

#### 第7条（本サービス利用者への通知）

1. 本サービス利用者に対する重要情報の通知（本規約の改定、ルビットカード会員資格の喪失に関する事項等を含むが、それに限られない。）を含む各種ご連絡は、原則として、当社から登録メールアドレスにメールを送信する方法での通知となります。本サービス利用者はメールでの通知等を受領するために、本サービス利用者が日常的にメールの受信を確認することが可能なメールアドレスを正しく当社に届け出るものとし、本契約の有効期間中、当社から送信されるメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならないものとします。
2. 本サービス利用者は、メールが適切に受信できるよう、プロバイダーとの契約管理、メール受信機の設定その他の必要な管理を行うものとします。当社が登録メールアドレス宛てにメールの送信手続きを行ったことをもって、本サービス利用者に通知が到達したものとします。
3. 本サービス利用者が前二項を遵守しなかったことにより、本サービス利用者に不利益または損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
4. 登録メールアドレスに送信する方法での通知を行わない場合、本サービス利用者に対する各種ご連絡は、本アプリにより通知する方法、本アプリ上の本サービス利用画面のうち「お知らせ」機能（以下「本お知らせ機能」という。）を通じて周知する方法、ウェブサイトで公表する方法またはその他の方法により通知または公表します。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 本サービス利用者および利用を申し込まれた方（以下あわせて「本サービス利用者等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、本サービス利用者等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本サービス利用者等による本サービスの利用申込みを謝絶し、本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、本サービス利用者等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービス

の利用を行うことができないものとします。また、当社は、本サービス利用者が前項の規定に違反していると認めた場合には、第21条第2項(6)(7)の規定に基づきルビットカード会員資格を喪失させます。

3. 前項の規定の適用により、本サービス利用者等に損害等が生じた場合でも、本サービス利用者等は当該損害等について当社に請求をしないものとします。
4. 本条第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

## 第2章 Lu Vit Pay サービス

### 第9条 (Lu Vit Pay サービス利用時の認証)

1. Lu Vit Pay サービスは、当社所定の方法で本件端末上の本アプリにログインしなければ利用することができません。当社所定の方法で本アプリのログインが行われた場合、当社は、ログインに必要な番号等を入力した者を Lu Vit Pay 利用者本人と推定します。
2. Lu Vit Pay サービスは、前項の本アプリへのログイン後、本サービスの利用画面（以下「本サービス利用画面」という。）において、Lu Vit Pay 利用者が本アプリ上で有効な支払用パスワードを入力する方法による本人認証（以下「本件認証」という。）を行わなければ利用することができません。当社は本件認証がなされたことにより、本件端末の占有者が Lu Vit Pay 利用者本人であると推定します。
3. 前項にかかわらず、Lu Vit Pay 利用者が本件認証の方法として本件端末所定の生体認証他認証機能（以下「機器認証」という。）を利用する旨を本サービス利用画面上で登録した場合、機器認証を行うことをもって、本件認証を行うことができる場合があります。機器認証は利便性のある認証方法である反面、Lu Vit Pay 利用者本人の意思に基づかずに、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、この点も考慮の上、Lu Vit Pay 利用者の責任と判断の下、機器認証を利用するか否かを選択するものとします。機器認証による本件認証が行われた場合、その結果については、Lu Vit Pay 利用者本人が責任を負担するものとします。また、Lu Vit Pay 利用者が機器認証の利用登録を行っている場合であっても、支払用パスワードを入力する方法による本件認証を行うことができる場合がありますので、Lu Vit Pay 利用者は支払用パスワードについて引き続き、本条第5項に定める義務を負うものとします。

4. 本アプリにログインし、本サービス利用画面上で本件認証が行われた場合、本アプリをログアウトするまでは本サービスの利用が可能な状態が継続することがあります。Lu Vit Pay 利用者は、本サービスを利用の都度、本アプリをログアウトするものとします。
5. Lu Vit Pay 利用者は、本アプリへのログインおよび本件認証のために必要となる記号番号その他の情報（以下総称して「認証情報」という。）を他人に知られることがないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、Lu Vit Pay 利用者は、コードサービスの利用申込みに際しては、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を認証情報として登録しないよう、また、認証情報について、ルビット会員規約等に基づき提供されるサービスその他のサービスまたはコードサービスで使用する他の記号・番号等と同一または類似の記号・番号等を使用することができないよう、認証情報の変更を含めた必要な措置をとるものとします。推測されやすい記号・番号等を登録したこと、またはルビット会員規約等に基づき提供されるサービスその他のサービスもしくはコードサービスで使用する他の記号・番号等と同一もしくは類似の記号・番号等を使用したことによって生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 第2項および第3項にかかわらず、本サービス利用者は、本サービスの利用の都度本件認証を行うことの負担が大きいと感じる場合には、あらかじめ本アプリ上で当社所定の手続きを行うことによって、本件認証を行わないことを選択することができます。もっとも、本件認証を行わないことを選択した場合、本サービス利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれが高くなりますので（なお、本アプリにログインすると、ログアウトの操作その他当社所定の条件に該当するまではログインの状態が継続することも留意いただく必要があります。）、この点も考慮のうえ、本サービス利用者の責任と判断の下、本件認証を行わないことを選択するか否かを決定するものとします。当社は、本サービス利用者が、本件認証を行わないとの選択をすることを推奨しません。本件認証を行わないことを選択した場合、当社は本サービスの利用時における本件モバイル端末の占有者を本サービス利用者本人とみなします。

## 第10条（チャージ）

1. Lu Vit Pay 利用者は、本規約のほか、会員規約の定めに従って、本件端末を使って当社所定の方法により、チャージすることができます。なお、Lu Vit Pay 利用者は、Lu Vit 電子マネーをチャージする際、事前にチャージ金額を確認するものとします。理由のいかんを問わず、チャージは取消および払い戻しすることはできないことを Lu Vit Pay 利用者はあらかじめ承諾するものとします。
2. チャージ上限額は、Lu Vit Pay 利用者が所持する本アプリに連携しているルビットカードの裏面に記載しています。
3. チャージ方法によっては当社所定の手数料が発生することがあります。

## 第11条（Smart Code 払いの利用限度額）

1. Lu Vit Pay 利用者は、Lu Vit 電子マネー残高と次項に定める 1 回当たりの利用上限額のいずれか低い方の金額の範囲内で、Smart Code 払いを行うことができます。
2. Smart Code 払いの 1 回当たりの利用上限額は、50,000 円となります。なお、当社は、1 回当たりの利用上限額を変更することができるものとし、この変更を行う場合は第 7 条第 1 項または第 4 項に定める方法により通知し、または、本アプリ上の本サービス利用画面から遷移して閲覧することができる Smart Code にかかるウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という。）で公表します。
3. 前二項にかかわらず、当社が特に認める Smart Code 加盟店においては、1 回当たりの利用上限額は、当社が別途定める金額となります。
4. 前二項にかかわらず、当社は、本サービス利用者が、第 9 条第 6 項に定める本件認証を行わないことを選択した場合、Smart Code 払いの利用限度額等について前二項とは別途の制限を設けます（以下「利用制限」という）。本サービス利用者は利用制限についてあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、利用制限について第 7 条第 1 項または第 4 項に定める方法にて通知または案内します。

## 第 12 条（Smart Code 払いの方法等）

1. Lu Vit Pay 利用者は、Smart Code 加盟店において、本条第 4 項に定める方法または当社が特に認める方法により、本条その他当社所定の定めに従い、Lu Vit Pay 利用者と Smart Code 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、Smart Code 加盟店との間で商品購入等を行うことができます。Lu Vit Pay 利用者が Smart Code 加盟店において Smart Code 払いを行ったことにより、Lu Vit Pay 利用者の Smart Code 加盟店に対する支払いにつき、Lu Vit Pay 利用者が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、Smart Code 加盟店に対して、Lu Vit Pay 利用者に代わって立替払いを行います。
2. Smart Code 加盟店には、原則として、本規約末尾に記載されている Smart Code のマークが表示されます。なお、Smart Code のマークは、本サービス利用画面のうち Lu Vit Pay サービスの利用画面にも表示されます。
3. Lu Vit Pay 利用者は、Smart Code 加盟店に関する情報を、本ウェブサイトで参照することができます。なお、本ウェブサイトに掲載されている店舗であっても、通信環境、システムトラブル、その他やむを得ない事情により Smart Code 払いを行うことができない場合があります。
4. Lu Vit Pay 利用者は、当社所定の方法に従って、本件端末に本コードを表示させ、Smart Code 加盟店の専用端末に本コードを読み取らせることにより、Smart Code 払い取引を行うことができます。この場合、Lu Vit Pay 利用者は、専用端末に表示された商品、役務または権利の代金額が正しいことを確認するものとします。ただし、Smart Code 加盟店が別途指定した商品、役務または権利の購入または提供の対価については、Smart Code 払い取引を行うことができない場合があります。
5. 前四項にかかわらず、Lu Vit Pay 利用者が本件端末として使用する指定端末の種類によって

は、Smart Code 加盟店の一部において Smart Code 払いを行うことができません。

### 第13条（立替払いの委託）

1. Lu Vit Pay 利用者は、第12条第1項および第14条第2項の定めのとおり、Smart Code 加盟店において Smart Code 払いを行ったことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。Lu Vit Pay 利用者は、当社が Lu Vit Pay 利用者からの委託に基づき、Lu Vit Pay 利用者の Smart Code 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、Smart Code 加盟店への立替払いに際しては、当社が認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1) 当社が Smart Code 加盟店に対して立替払いすること。
  - (2) 加盟店管理会社が Smart Code 加盟店に対して立替払いし、JCB が当該加盟店管理会社に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
2. Lu Vit Pay 利用者は、購入等した商品等の所有権は、Smart Code 払いの代金の金額を当社が電子マネー残高から減算した後、当該 Smart Code 払いの取引データが加盟店管理会社または Smart Code 加盟店に到達する時点まで当社に留保されることを承諾するものとします。
3. 本条第1項にかかわらず、当社が、Lu Vit Pay 利用者の Smart Code 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社または加盟店管理会社と Smart Code 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。Lu Vit Pay 利用者は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。

### 第14条（Smart Code 払いの決済方法）

1. Lu Vit Pay 利用者が、第12条第4項に基づき、Smart Code 加盟店において本コードを提示し、Smart Code 加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引（以下「売買取引等」という。）を行った場合、当社は、Smart Code 加盟店から当社に送信される Smart Code 払い取引の利用情報（以下「利用情報」という。）に基づき、利用情報に記載された金額を、当該 Lu Vit Pay 利用者の電子マネー残高から減算を行い、当該残高の引取りが完了した場合、取引承認を表す電文を当社と Smart Code 加盟店を結ぶオンラインシステムに送信し、当該電文が加盟店管理会社および Smart Code 加盟店に到達した時点で Smart Code 払い取引が成立するものとします。
2. 前項の定めに従い、Smart Code 払い取引が成立した場合、当社は、減算した電子マネー相当額をもって、当該売上情報に記載された売買取引等債務相当額を、第13条に定める方法により立替払いします。
3. 本条第1項に基づく電子マネー残高の減算後、Lu Vit Pay 利用者と Smart Code 加盟店との間の売買取引等が解除されるなどの理由により、Smart Code 加盟店が当社の承認のもと Smart Code 払いの全部または一部を取り消した場合に限り、当社は、Smart Code 加盟店からの Smart Code 払いの取り消しにかかる情報の到達を確認したうえで、後日、取消内容に応じて、取り消

された Smart Code 払いの金額の全部または一部を当該 Lu Vit Pay 利用者の電子マネー残高に加算します。この場合、当社から Lu Vit Pay 利用者に対して、取り消しにかかる連絡は行いません。Lu Vit Pay 利用者は、Smart Code 加盟店からの情報の到達の遅延等により、電子マネー残高加算までに時間を要する場合があることを、予め承諾するものとします。

#### 第15条 (Smart Code 加盟店との紛議等)

1. 当社は、Lu Vit Pay サービスの機能として、Lu Vit Pay 利用者が現金決済によらずに商品購入等ができる Smart Code 加盟店網を会員に対して提供するものです。Lu Vit Pay 利用者は、Smart Code 加盟店において商品購入等をするにあたっては、自己の判断と責任において、Smart Code 加盟店との契約を締結するものとします。
2. Lu Vit Pay 利用者は、Smart Code 加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務に関する紛議、その他 Smart Code 加盟店との間で生じた紛議について、当該 Smart Code 加盟店との間で自ら直接解決するものとします。
3. 当社が Lu Vit Pay 利用者と Smart Code 加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合で、Lu Vit Pay 利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、Lu Vit Pay 利用者はこれに協力するものとします。

### 第3章 その他

#### 第16条 (遅延損害金)

1. 本サービス利用者が、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかつた場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年 14.60% の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割方式とします。

#### 第17条 (債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社がコード利用者に対して有する債権を信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることができます。

#### 第18条 (禁止事項)

本サービス利用者は、コードサービス利用にあたり、以下の事項に該当する行為もしくはそのおそれのある行為、またはそれらに類似する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令もしくは公序良俗に違反する行為
- (2) 当社または第三者の著作権、知的財産権、その他の権利または利益を侵害する行為
- (3) コードサービスの運営または当社の営業を妨害する行為（システムその他の設備に大きな負荷を与える行為や、コンピュータウィルス、マルウェア等のプログラムを含む情報等を送信

する行為を含む。)

- (4) 当社の名誉または信用を毀損する行為
- (5) 本アプリのプログラムを改変する行為、本アプリのプログラムを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、その他アプリのソースコード、アイデア等を解析または分析する行為
- (6) コードサービスを他人に利用させること
- (7) 他人の会員資格に基づきコードサービスを利用すること
- (8) 他人の権利・プライバシーを侵害する行為
- (9) 本規約に基づくコードサービスの個人的利用を超えて、コードサービスを商業目的で利用（使用、複製、複写、頒布、公衆送信、再使用許諾等することを含む。）する行為
- (10) その他本規約またはルビット会員規約等に反する行為
- (11) 第三者に対して前各号の行為を行うよう助長し、または帮助する行為

#### 第19条（権利帰属・バックアップ）

- 1. コードサービスを構成するすべての内容（情報、商標、デザイン等を含むが、これらに限られない。）の著作権、その他本サービスにかかる一切の知的財産権は当社またはこれらの者に権利の使用を許諾したライセンサーに帰属します。本サービス利用者は、これらについて知的財産権その他一切の権利を取得するものではありません。
- 2. 当社は、コードサービスにかかるデータのバックアップを行う義務を負わないものとします。本サービス利用者は、当該データのバックアップが必要な場合には、自己の責任と費用でこれを行うものとします。

#### 第20条（本サービスの停止）

- 1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または本サービス利用者に通知することなく、コードサービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。
- 2. 当社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、コードサービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ本サービス利用者に対して、登録メールアドレスに宛ててその旨の通知を送信したまは本お知らせ機能を通じて周知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の通知および周知をすることなく、コードサービスの提供を停止します。

#### 第21条（退会および会員資格の喪失等）

- 1. 本サービス利用者は、アプリ利用規約第11条の定めにより、当社所定の方法で本アプリの利用を取りやめる（以下「本アプリ退会」という。）ことができます。本アプリ退会により、以降、

当該ルビットカード会員は、コードサービスを含む本アプリのサービスを利用することはできません。なお、本アプリ退会によりルビットカード会員資格を喪失することはありません。また、当社は、本アプリを退会したルビットカード会員があらためて、当社所定の方法で本アプリの利用ならびにコードサービスの利用を申し込むことを妨げるものではありません。

2. 本サービス利用者は、次のいずれかに該当する場合、(6)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(1)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)においては当社がルビットカード会員規約（ルビットカード用、トクモリ ルビットカード用）第18条第2項、ルビットギフト利用規約第19条第2項に定めるルビットカード会員資格の取消しを通知したときに、ルビットカード会員資格を喪失します。なお、本サービス利用者は、本サービス利用者がルビットカード会員資格喪失後にコードサービスを利用した場合にも発生する支払義務を負うものとします。
  - (1)本サービス利用者が当社に対して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (2)本サービス利用者が当社に対する債務の弁済を怠ったとき
  - (3)本サービス利用者が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき
  - (4)本サービス利用者が破産、民事再生その他の法的倒産手続きの申立てを行ったとき、一般の支払いを停止したとき、債務整理の申立て等を行ったとき、その他会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (5)本サービス利用者によるコードサービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき
  - (6)本サービス利用者が反社会的勢力に該当することが判明したとき
  - (7)本サービス利用者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき
  - (8)本サービス利用者が死亡したことを当社が知ったとき、または本サービス利用者の親族等から本サービス利用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき
  - (9)本サービス利用者が、ルビットカードを退会しもしくはルビットカード会員の資格を喪失したとき、または本アプリの利用資格を喪失したとき
3. 当社は、前項に該当しない場合でも、本サービス利用者が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき、または本サービス利用者のコードサービスの利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、コードサービスの利用を断ることができるものとします。
4. 本サービス利用者が当社に対して債務の弁済を怠った場合、会員資格喪失の有無にかかわらず、本サービス利用者のバリュー残高があるときは、当社は、本サービス利用者に事前に通知することを要せずに、当社の意思により、本サービス利用者のバリュー残高を、本サービス利用者が当社に対して負担する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、本サービス利用者のバリュー残高は失効します。
5. 当社は、本サービス利用者がルビットカード会員資格を喪失（本条第2項の場合を含むがこれ

に限られない）した後、本サービス利用者であった方（以下「退会者」という。）と Smart Code 加盟店との間の売買取引等が解除されるなどの理由により、Smart Code 加盟店が当社の承認のもと Smart Code 払いを取り消した場合、第7条第1項に定める方法により退会者へ通知のうえ、当社所定の方法にて、取り消された Smart Code 払い取引の金額を返金します。ただし、当社が当該通知を行った後、1年が経過しても、退会者から当社に対する連絡がない場合は、退会者は当社から返金を受ける権利を失うものとします。

## 第22条（本件端末の紛失、盗難）

1. 本件端末の紛失または盗難等により、他人に自己のバリュー残高を使用された場合、その使用に伴って本サービス利用者に生じた損害は本サービス利用者の負担とします。
2. 前項にかかわらず、本サービス利用者が本件端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、本サービス利用者に対して当社が通知を受けた日の60日前以降に使用されたバリュー（ただし、本件端末の紛失または盗難等の後に使用されたバリューに限る。）の復元その他当社所定の方法による補償を行います。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
  - (1) 本サービス利用者が第4条または第9条第5項に違反したとき
  - (2) 第4条第3項に定める緊急遠隔措置を行うことが可能であるにもかかわらず、これを行わなかつたとき
  - (3) 本サービス利用者が本件端末もしくは本アプリまたは認証情報の管理について、本規約、ルビット会員規約等に違反したとき
  - (4) 本サービス利用者の家族、親族、同居人等、本サービス利用者の関係者がバリューを使用したとき（これらの関係者がバリューを使用したことについて、本サービス利用者に故意または過失があるか否かを問いません。）
  - (5) 本サービス利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき
  - (6) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき
  - (7) 本サービス利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
  - (8) バリューの使用の際、第9条第5項に定める認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理について本サービス利用者に故意または過失がない場合を除く。）
  - (9) 第9条第6項に定める本件認証を行わないことが選択されているとき
  - (10) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
  - (11) その他本規約またはルビット会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたと

き

## 第23条（第三者によるバリューの不正使用）

1. 第三者により認証情報が盗取または詐取されるなどの事情（以下「本事情」という。）によって、第三者による本サービス利用者本人の意図しないバリュー残高の不正使用（以下「本不正使用」という。）が行われた場合（なお、本件端末を用いて本不正使用が行われた場合には、本事情が存在する場合であっても、本条は適用とならず、前条が適用されるものとします。）、当社は、本不正使用に伴って使用されたバリュー残高の復元その他当社所定の方法による補償を行います。ただし、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により本不正使用が生じた場合または本不正使用による損害が発生もしくは拡大した場合には、本不正使用に伴って生じた損害は本サービス利用者の負担とし、当社は補償を行いません。
2. 本サービス利用者は、本不正使用の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに。また、本サービス利用者は遅くとも、本不正使用の発生から（発生を知ったときからではない。）60日以内に、当該不正使用について当社に対して通知する必要があるものとし、当該義務を履行するために、定期的に本アプリでバリュー残高およびSmart Code 払い取引履歴を確認するものとします。）、当社に当社所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出（ただし、当社が特に認めた場合は警察署への届け出を要しない。）、かつ当社の請求により不正使用届を当社に提出するものとします。
3. 次のいずれかに該当するときは、本条第1項の適用において、同項但書に定める「本サービス利用者の責めに帰すべき事由により本不正使用が生じた場合または本不正使用による損害が発生もしくは拡大した場合」に当たるものとみなし、本不正使用に伴って生じた損害は本サービス利用者の負担とし、当社は補償を行いません。
  - (1)本サービス利用者が前項に違反したとき
  - (2)本サービス利用者が第9条第5項に違反したとき
  - (3)本サービス利用者の家族、親族、同居人等、本サービス利用者の関係者が本不正使用を行ったとき（これらの関係者がバリューを使用したことについて、本サービス利用者に故意または過失があるか否かを問いません。）
  - (4)本サービス利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって本事情または本不正使用が生じたとき
  - (5)その他本規約、ルビット会員規約等に違反している状況において本事情または本不正使用が生じたとき
4. 次のいずれかに該当するときは、本サービス利用者が第三者による不正利用であると主張するバリューの使用は、本不正使用に当たらず本サービス利用者本人の意思によるバリューの使用があつたか、または前項各号のいずれかの事由があつたものと推定されるものとし、バリューの使用に伴って生じた損害は本サービス利用者の負担とし、当社は補償を行いません。

- (1) 本不正使用届の内容が虚偽であるとき
- (2) 本サービス利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき

#### 第24条（免責）

1. 当社の責めに帰すべき事由により、本サービス利用者のバリュー残高から誤って減算し、または、二重に減算した場合等であっても、当社は、誤って減算したバリュー残高を回復すれば足りるものとし、当社は、事由のいかんにかかわらず、当該バリュー残高回復を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。
2. 当社は、以下の事由により、本サービス利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
  - (1) 本件端末についてなされた不正な改造に起因する場合
  - (2) 本件端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）の不具合もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの不具合が起因する場合
  - (3) 当社が本サービス利用者についてルビットカード会員規約（ルビットカード用、トクモリ ルビットカード用）第17条、またはルビットギフト利用規約第18条の定めに基づくサービスの利用停止や、ルビットカード会員規約（ルビットカード用、トクモリ ルビットカード用）第18条第2項、またはルビットギフト利用規約第19条第2項の定めに基づく会員資格取り消し等を行ったことに起因する場合
3. 当社は、Smart Code のサービスにかかる停止、変更、終了等により、コードサービスにかかる停止、変更、終了等を行った場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
4. 当社は、本サービス利用者等が本サービスを利用しました利用の準備をしたことにより、本件端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、本サービス利用者等に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。
5. 前四項のほか、当社が、本サービスの提供（本サービスの停止、変更、終了等を含む。）に関し、本サービス利用者が被った損害について責任を負う場合であっても、その責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、また逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。
6. 前五項の規定は、当社の故意または重大な過失に基づく債務不履行に起因する場合には、適用されません。

#### 第25条（費用の負担）

コード利用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課

される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### 第26条（契約期間）

1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当するまで有効とします。
  - (1)本サービス利用者がアプリ利用規約第11条の定めに基づき本サービスを退会したとき
  - (2)本サービス利用者がルビットカードを退会したとき、またはルビットカード会員資格を喪失したとき
  - (3)コードサービスが終了したとき
  - (4)Lu Vit 電子マネーサービスが終了したとき
2. 本サービス利用者が本契約に基づき当社に対して負担する債務については、本契約の終了後も、本契約の定めに従い支払義務を負うものとします。

#### 第27条（合意管轄裁判所および準拠法）

1. 本サービス利用者は、本サービス利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当社の本社所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
2. 本サービス利用者と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

#### 第28条（会員規約およびその改定）

本規約は、本サービス利用者と当社とのコードサービスに関する一切の契約関係に適用されます。当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として本サービス利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら本サービス利用者の利益となるものである場合、または本サービス利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他本サービス利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約（ルビット会員規約等およびこれに付随する規定または特約を除く。）がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

#### 〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はSmart Code払いをご利用されたSmart Code加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお申し出・お問い合わせ、ならびに個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご意見のお申出等に関しましては、下記までお願いします。

株式会社バローホールディングス お客様相談室  
〒507-0062 岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1  
0120-81-3786 (フリーダイヤル) 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時、1 月 1 日～1 月 3 日を除く

本規約は、2021年12月1日から適用します。

■Smart Code のマーク



## 改定履歴

	改定後	改定前
2026年1月6日改訂	<u>下線が改定箇所</u>	
第9条(Lu Vit Pay サービス利用時の認証) 第6項	<p>6. 第2項および第3項にかかわらず、本サービス利用者は、本サービスの利用の都度本件認証を行うことの負担が大きいと感じる場合には、あらかじめ本アプリ上で当社所定の手続きを行うことによって、本件認証を行わないことを選択することができます。もっとも、本件認証を行わないことを選択した場合、本サービス利用者本人の意思に基づかずに、第三者によって悪用されるおそれが高くなりますので(なお、本アプリにログインすると、ログアウトの操作その他当社所定の条件に該当するまではログインの状態が継続することも留意いただく必要があります。)、この点も考慮のうえ、本サービス利用者の責任と判断の下、本件認証を行わないことを選択するか否かを決定するものとします。当社は、本サービス利用者が、本件認証を行わないとの選択をすることを推奨しません。本件認証を行わないことを選択した場合、当社は本サービスの利用時に</p> <p>(新規)</p>	

	<u>おける本件モバイル端末の占有者を本サービス利用者本人とみなします。</u>	
第11条 (Smart Code 払いの利用限度額) 第 4 項	<u>4. 前二項にかかわらず、当社は、本サービス利用者が、第 9 条第 6 項に定める本件認証を行わないことを選択した場合、Smart Code 払いの利用限度額等について前二項とは別途の制限を設けます(以下「利用制限」という)。本サービス利用者は利用制限についてあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、利用制限について第7条第1項または第4項に定める方法にて通知または案内します。</u>	(新規)
第22条 (本件端末の紛失、盗難) 第 2 項	(9) <u>第 9 条第 6 項に定める本件認証を行わないことが選択されているとき</u> (10) <u>戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</u> (11) <u>その他本規約またはルビット会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</u>	(9) (10)